

加西市大学生等遠距離通学定期券購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等へ通学する者が転出することを抑制するとともに公共交通の利用促進を図ることによって、持続可能なまちづくりに資するため、遠距離通学をする者に対し通学費の一部を助成することについて、加西市補助金等交付規則（平成30年1月4日規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学院、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (2) 公共交通 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5号に規定する公共交通事業者等をいう。
- (3) 通学費 大学等に通うために利用する公共交通機関の定期券を購入する費用で、通学の態様により最も安価な方法で算出した額をいう。
- (4) 遠距離通学 北播磨（三木市、小野市、加東市、西脇市、多可町）、東播磨（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）及び中播磨（姫路市、福崎町、市川町、神河町）以外の地域へ通学することをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 申請日の属する年度の前年度中に公共交通を利用して遠距離通学した者であること。
- (2) 定期券の対象期間において、本市に住所を有し、かつ生活の拠点があること。
- (3) 年齢が、申請日現在において満19歳以上であること。
- (4) 交付対象者及び生計を一にする世帯に属する者に市税等の未納がないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、通学定期券購入金額に3分の1を乗じた額とし、月額10,000円を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 北条鉄道の利用促進を図るため、前項の規定に関わらず北条鉄道利用者の助成金の額は、北条鉄道利用区間の通学定期券購入金額に3分の2を乗じた額とする。また、粟生駅以降の通学定期券を利用する場合の助成金の額は、その購入金額に2分の1を乗じた額とし、月額10,000円を上限とする。なお、端数処理については前項の規定によるものとする。

(助成金の対象期間)

第5条 助成金の対象期間は、申請日の属する年度の前年度とし、年度をまたがり定期券を購入した場合は、月の過半日数が属する年度を対象とする。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(兼請求書)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 対象定期券一覧表、通学定期券の利用区間、有効期間及び購入金額を証明する書類(助成対象期間における購入済みの通学定期券の写し等)
- (2) 在学を証明する書類(学生証の写し、在学証明書等)
- (3) 振込先口座(申請者名義)の通帳の写し
- (4) 住民基本台帳及び市税等の収納状況の確認に関する同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、定期券の利用のあった年度の翌年度4月から5月末までとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、第4条により算出した金額の交付の可否について、申請者に対して助成金交付(不交付)決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者の指定する口座に振込む方法で速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の算出対象外)

第8条 申請者は、申請日の属する年度の前年度中に次に掲げる事由に該当したときは、該当日以降の助成金の交付を受けることができない。

- (1) 本市に住民登録又は生活の拠点がなくなったとき
- (2) 大学等を退学したとき
- (3) 通学定期券を利用しなくなったとき

(助成金の返還等)

第9条 市長は、申請者が、虚偽の申請又はその他不正行為により助成金を受給した場合には、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。